

# 資料編

## 1 策定会議

### (1)「第2期豊中市メンタルヘルス計画」策定会議名簿(敬称略)

令和5年度 豊中市メンタルヘルス対策推進会議「調整会議」委員名簿

別表2 (第5条関係「調整会議」)

機関・職		委員名(敬称略)
委員長	健康医療部長	松浪 桂
副委員長	福祉部長	小野 雄慈
都市経営部	危機管理課長	安井 茂高
市民協働部	人権政策課長	堀山 雅秀
総務部	職員課長	保井 大進
市民協働部	くらし支援課長	濱政 宏司
福祉部	地域共生課長	甲斐 智典
	福祉事務所長	荒木田 敬亮
	障害福祉課長	酒井 幸洋
	長寿社会政策課長	山岸 明子
	長寿安心課長	坂口 真由美
健康医療部	保健安全課長	寺田 光一
	医療支援課長	山羽 亜以子
こども未来部	こども政策課長	出口 沙織
	こども安心課長	橋本 信也
	おやこ保健課長	山内 秀昭
消防局	救急救命課長	片岡 邦恭
教育委員会	学務保健課長	中積 崇
	児童生徒課長	井上 倫子
アドバイザー	医師	野田 哲朗

(2)「第2期豊中市メンタルヘルス計画」策定会議専門部会名簿(敬称略)

令和5年度 豊中市メンタルヘルス対策推進ネットワーク会議・専門部会名簿

	所属名	委員名	補職
関係機関団体	とよなか男女共同参画推進財団 (事業グループ講座担当)	泰間 妙子	講座主任
	天羽クリニック	天羽 康雄	院長・内科医
	田坂クリニック産婦人科内科	田坂 慶一	院長・産婦人科医
	谷野医院	谷野 祐介	院長・内科医
	服部メディカルセンター森川薬局	森川 幸次	薬剤師
	フルール薬局	市川 頼子	薬剤師
	日宝堂薬局	濱中 力	薬剤師
	赤垣メンタルクリニック	赤垣 伸子	院長・精神科医
	都井メンタルクリニック	都井 正剛	院長・精神科医
	ほっとメンタルクリニック	八尋 美千代	院長・精神科医
	社会医療法人北斗会 さわ病院	澤 滋	理事長・精神科医
		渡邊 治夫	診療部/院長代行・精神科医
	医療法人豊済会 小曾根病院 (医療福祉相談室)	久保 直子	主任・精神保健福祉士
	はちみつ訪問看護ステーション	高野 拳	管理者・訪問看護師
	豊中市庄内障害者相談支援センター	藤原 靖浩	主任相談支援専門員・精神保健福祉士
	豊中市服部地域包括支援センター	金子 幸栄	管理者・主任介護支援専門員
	関西いのちの電話	石井 英隆	事務局長
	豊中市社会福祉協議会 (生活支援課) (生活支援課生活支援係) (地域支援課地域支援係)	勝部 麗子	事務局長・CSW
		佐藤 千佳	課長・CSW
		石川 信江	主任相談員
吉見 知美		CSW	
	出 伸也	課長補佐・CSW	
豊中商工会議所(総務課)	下垣 和也	業務担当課長	
豊中市民生・児童委員協議会連合会	武市 智子	主任児童委員連絡会代表	
豊中市断酒会	田辺 伸和	庄内東支部長(相談担当)	
大阪府	大阪府こころの健康総合センター(事業推進課)	南 由美	総括主査
	大阪府豊中警察署(生活安全課保安係)	山田 眞布	係長・警部補
	大阪府豊中南警察署(交通課交通総務係)	高津 庸治	係長・警部補

豊 中 市	人権政策課(女性支援係)	水谷 志麻	主査・事務職
	くらし支援課 (自立支援係)	入江 基宏	主幹・事務職
		山内 理恵	係長・社会福祉職
	地域共生課(地域共生推進係)	三井 将裕	主査・社会福祉職
		金子 友人	主事・社会福祉職
	福祉事務所(医療介護係)	武本 翔子	係長・保健師
		上田 勲	主査・精神保健福祉士
	障害福祉課(障害福祉センターひまわり・相談支援 擁護係)(地域生活支援係)	河本 真樹	副主幹・福祉職
		木村 宏之	主査・作業療法士
	長寿安心課(地域支援係) (介護予防係)	森田 慎也	技能長
		浅岡 美名	主査・保健師
		山寺 直人	作業療法士
	保健安全課(医薬安全係)	桑原 洋行	課長補佐・事務職
		貴島 庄一郎	係長・薬剤師
子ども政策課(企画調整係)	中村 さやか	係長・事務職	
子ども安心課(北部サポート係)	田上 夕紀帆	心理職員	
おやこ保健課(中部保健係)	岸本 理紗	主事・保健師	
救急救命課(救急高度化係)	中川 皓嗣	主査・消防職	
学務保健課(学務保健係)	曾和 昭文	副主幹・指導主事	
児童生徒課(生徒指導係) (教育相談係)	白井 隆	係長・指導主事	
	島井 義信	係長・事務職	
市立豊中病院(精神科) (産婦人科)	森原 剛史	精神科主任部長・精神科医	
	辻江 智子	産婦人科部長・産婦人科医	

### (3)事務局

健康医療部医療支援課	中村 卓
健康医療部医療支援課精神保健係	大坪 新
健康医療部医療支援課精神保健係	林 克人
健康医療部医療支援課精神保健係	宇野 由紀子
健康医療部医療支援課精神保健係	上田 季美子
健康医療部医療支援課精神保健係	加治川 麻莉子
健康医療部医療支援課精神保健係	長瀬 大樹
健康医療部医療支援課精神保健係	鹿野 勉

## (4)豊中市メンタルヘルス計画策定会議設置要綱

### (目的)

第1条 メンタルヘルス計画(平成29年3月策定)に基づき、市民一人ひとりのメンタルヘルスの向上により、こころ豊かで生き生きとした地域・まちを実現するために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するため、豊中市メンタルヘルス対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) メンタルヘルス計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) メンタルヘルス計画に基づく施策の推進及び連携調整に関すること。
- (3) メンタルヘルス対策に係る課題の検討、調査及び研究に関すること。
- (4) その他、メンタルヘルス対策の推進のために必要な事項。

### (組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる関係機関・団体等で組織する。

- 2 推進会議に、委員長及び副委員長を置き、委員長は健康医療部長、副委員長は福祉部長にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員長は、第2条各号の事項に取り組むに際し必要があると認めるときは、委員のほか関係者の出席を求めることができる。
- 6 委員長は、第2条各号の事項について専門的な見地からの助言や専門知識の提供を求めるため、推進会議のもとにアドバイザーを置くことができる。
- 7 委員長は、メンタルヘルス対策の推進のため必要があると認めるときは、第7条に定める専門部会を設置することができる。

### (運営)

第4条 推進会議は、調整会議、ネットワーク会議、専門部会に分けて運営する。

### (調整会議)

第5条 調整会議は、別表2に掲げる職にある者をもって組織し、第1条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) メンタルヘルス計画に基づく実施計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 実施計画に基づく事業の推進及び連携調整に関すること。
- (3) 実施計画に基づく事業に係る課題及び対策に関すること。
- (4) ネットワーク会議への支援、及び専門部会の設置に関すること。

(5) その他、メンタルヘルス対策にかかる事業の推進に関すること。

2 調整会議の委員長及び副委員長は、推進会議の委員長及び副委員長が兼ねる。

3 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

5 調整会議は、原則として年 2 回以上開催する。

#### (ネットワーク会議)

第 6 条 ネットワーク会議は、別表 1 に掲げる関係機関、団体等に所属する者の中から、その長の推薦を受けた者をもって組織し、第 1 条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

(1) メンタルヘルス対策に係る情報交換と課題の共有に関すること。

(2) メンタルヘルス計画及び実施計画に基づく事業の実施、並びに連携・協働に関すること。

(3) 実施計画に基づく事業及び専門部会の活動状況と課題の共有、調整会議への報告、並びに意見・提案に関すること。

(4) その他、メンタルヘルス計画及び実施計画に基づく事業の推進に関すること。

2 ネットワーク会議に、座長及び副座長を置き、座長は、豊中市健康医療部医療支援課長、副座長は豊中市人権政策課長の職にある者をもって充てる。

3 座長は、会議を招集し、進行及び専門部会等の総合的な連絡調整を行う。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

5 ネットワーク会議は、原則として年 1 回以上開催する。

#### (専門部会)

第 7 条 第 6 条第 1 項に定める協議事項のうち、メンタルヘルス対策を推進するうえで特に急務とする課題に対し専門的かつ効果的な検討を行うため、ネットワーク会議のもとに別表 3 に掲げる専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、別表 1 に掲げる構成機関、団体等のうち、各課題に関して専門性や関係性の高い者をもって組織し、第 6 条第 1 項各号に掲げる事項について協議する。

3 専門部会に、部会長及び副部会長を置き、部会長は推進会議委員長が指名する。

4 専門部会は、第 9 条に定める事務局が招集し、部会長が進行を行う。

5 専門部会は、年次計画に基づき、必要に応じて開催し、設置の目的を達成した場合は、解散する。

#### (秘密の保持)

第 8 条 推進会議の委員及び出席者は、会議を通じて知り得た個人の秘密に関する事項を漏らしてはならない。また、その職を退いた後においても同様とする。

#### (事務局)

第 9 条 推進会議の事務局は、豊中市健康医療部医療支援課に置く。

2 事務局は、推進会議の事務局として、次に掲げる事務を行う。

(1) 推進会議に関する事務の総括及び連絡調整に関すること。

(2) その他推進会議の運営及びメンタルヘルス対策を推進するために必要な事項。

(経費負担)

第 10 条 推進会議に出席するために必要となる経費については、構成機関等において負担する。ただし、第 3 条第 5 項及び第 6 項に規定する者の出席については、この限りではない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 29 年(2017 年)9 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 30 年(2018 年)4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 31 年(2019 年)4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 元年(2019 年)7 月 25 日から実施する。

この要綱は、令和 3 年(2021 年)4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 4 年(2022 年)4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 5 年(2023 年)4 月 1 日から実施する。

別表 1 (第 3 条関係「メンタルヘルス対策推進会議」)

委 員 長	健康医療部長
副 委 員 長	福祉部長
関 係 機 関 団 体	一般財団法人 とよなか男女共同参画推進財団
	一般社団法人 豊中市医師会
	一般社団法人 豊中市薬剤師会
	公益社団法人 大阪精神科診療所協会
	社会医療法人 北斗会
	医療法人 豊済会
	豊中市内精神科訪問看護ステーション
	豊中市障害者相談支援センター
	豊中市地域包括支援センター
	社会福祉法人 関西いのちの電話
	社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会
	豊中商工会議所
	豊中市民生・児童委員協議会連合会
豊中市断酒会	
大 阪 府	大阪府こころの健康総合センター

	豊中警察署	
	豊中南警察署	
豊 中 市	都 市 経 営 部	危 機 管 理 課
	市 民 協 働 部	人 権 政 策 課
	総 務 部	職 員 課
	市 民 協 働 部	くらし支 援 課
	福 祉 部	地 域 共 生 課
		福 祉 事 務 所
		障 害 福 祉 課
		長 寿 社 会 政 策 課
		長 寿 安 心 課
	健 康 医 療 部	保 健 安 全 課
		医 療 支 援 課
	こ ども 未 来 部	こ ども 政 策 課
		こ ども 安 心 課
		お や こ 保 健 課
消 防 局	救 急 救 命 課	
教 育 委 員 会	学 務 保 健 課	
	児 童 生 徒 課	
市 立 豊 中 病 院	精 神 科・産 婦 人 科	
ア ド バ イ ザ ー	学 識 経 験 者	

別表2 (第5条関係「調整会議」)

委 員 長	健 康 医 療 部 長
副 委 員 長	福 祉 部 長
都 市 経 営 部	危 機 管 理 課 長
市 民 協 働 部	人 権 政 策 課 長
総 務 部	職 員 課 長
市 民 協 働 部	くらし支 援 課 長
福 祉 部	地 域 共 生 課 長
	福 祉 事 務 所 長
	障 害 福 祉 課 長
	長 寿 社 会 政 策 課 長
	長 寿 安 心 課 長

健康医療部	保健安全課長
	医療支援課長
こども未来部	こども政策課長
	こども安心課長
	おやこ保健課長
消防局	救急救命課長
教育委員会	学務保健課長
	児童生徒課長
アドバイザー	学識経験者

別表3 (第7条関係「専門部会」)

<p><b>I 子ども・若者のメンタルヘルス対策</b></p> <p>生涯を通じたメンタルヘルスのために、出生時から健康なこころを育むとともに、こころの不調等への気づきと援助希求行動の促進、不調の早期発見と重症化の予防、若年層の自殺予防、並びに活動や参加の促進について、関係機関・団体等の役割の明確化と連携・協働、並びに地域づくりなど、社会全体での取組みについて検討、協働する。</p>
<p><b>II 女性のメンタルヘルス対策</b></p> <p>生理的特性や社会環境要因からメンタルヘルスに不調をきたしやすい女性に対して、こころの健康を保つとともに、不調等への気づきと援助希求行動の促進、早期発見と適切な医療・ケアの提供による重症化の予防、妊産婦等の自殺予防、並びに出産や子育て、就労等活動や参加の促進について、関係機関・団体等の役割の明確化と連携・協働、並びに地域づくりなど、社会全体での取組みについて検討、協働する。</p>
<p><b>III アルコール依存症予防対策</b></p> <p>市民の健康増進及び中小企業の健康経営のバックアップを目的として、アルコール健康障害に対する知識の普及や、多量飲酒者の早期発見と適切な指導による中高年の自殺及びアルコール依存症の予防、並びに多量飲酒や依存症からの回復・社会復帰について、関係機関・団体等の役割の明確化と連携・協働、並びに地域づくりなど、社会全体での取組みについて検討、協働する。</p>
<p><b>IV 災害時等こころのケア体制づくり</b></p> <p>大規模な自然災害だけでなく、学校や職場、地域等集団の中で事件や事故等トラウマティックな出来事が発生した場合、集団及び個人のメンタルヘルスの早期回復と重症化及び自殺予防に必要な適切な支援・サポート体制、並びに平常時からの市民及び支援者のストレスに対処できるこころの健康づくり等について、関係機関・団体等の役割の明確化と連携・協働、並びに地域づくりなど、社会全体での取組みについて検討、協働する。</p>

## V 精神障害者にかかる地域包括ケア体制づくり

精神疾患のある人が未治療や治療中断等のために地域生活が困難にならないよう、また自殺危機にある人が再び安心して生きることを継続できるよう、保健、医療、福祉、介護等による包括的ケアを提供するため、関係機関・団体等の役割の明確化と連携・協働、並びに地域づくりなど、社会全体での取組みについて検討、協働する。

### 策定に係る意見聴取

#### 策定会議・専門部会会議

日 程	主な内容
令和 5 年 7 月 5 日(水)	計画策定の趣旨と概要、スケジュールや素案の説明、意見交換
令和 5 年 7 月～10 月	専門部会へ素案の説明と意見交換、聴取
令和 5 年 11 月 13～16 日	策定会議や専門部会で再度素案の説明と意見聴取

#### パブリックコメント

本計画の素案について、豊中市意見公募手続に関する条例第 4 条に基づき、次のとおり市民等から幅広い意見の募集を行いました。

期 間	令和 5 年(2023 年)12 月 6 日(水)～12 月 26 日(火)		
意見募集方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページに素案を掲載。</li> <li>・市政情報コーナー、庄内出張所、新千里出張所、保健所に素案を配架。</li> </ul>		
意見提出方法	「意見提出用紙」を直接持参又は郵送、ファックス、電子申込システム。		
結 果	意見提出者 概要	人 数	2 人
		提出方法	電子メール(2 人)
		対象者の区分	市の区域内に住所を有する者 (2 人)
	該当箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 章 基本施策 1 施策の柱 (3)女性のメンタルヘルス対策(1 件)</li> <li>・第 3 章 基本施策 2 推進体制等 2. PDCA をふまえた計画推進(1 件)</li> </ul>	

#### 豊中市保健医療審議会

日 程	主な内容
令和 5 年 7 月 21 日(金)	計画策定の趣旨と概要、スケジュールについて説明
令和 5 年 10 月 26 日(木)	計画素案の進捗について説明
令和 5 年 12 月 21 日(木)	計画素案説明と意見聴取

## 2 用語説明

### ●こころのサポーター

こころの不調で悩む人をサポートする人のこと。とよなかこころサポプロジェクトでは様々なレベルのサポーターを示す。

### ●とよなかこころサポプロジェクト

23 頁参照

### ●地域共生社会

世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を示す。

### ●精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

厚生労働省が平成 29 年度(2017 年)より構築推進・支援事業として立ち上げた「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は、精神障害の有無や程度にかかわらず、地域の一員として誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保されたシステムのこと。(地域共生社会にかかせないもの)

豊中市は国に先立ち、平成 29 年(2017 年)3 月に精神障害者も含めたすべての人を対象とした豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針を策定している。

## 【第 1 章】

### ●社会的要因

教育・就業・生活環境・社会環境などのこと。関連「健康の社会的決定要因」参照

### ●予防医学

一次予防は健康増進・発病予防、二次予防は早期発見・早期治療、三次予防は機能維持・回復。日本では欧米と異なり治療医学と予防医学が独立し、保健所・保健センターや職場の健康管理室などが健康教育や健診・検診などを予防医学として行っている。

### ●SDGs (持続可能な開発目標)

「Sustainable Development Goals」の略。平成 27 年(2015 年)9 月に国連サミットにおいて採択され、平成 28 年(2016 年)から令和 12 年(2030 年)の 15 年間で達成すべき 17 の目標とそれらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されている。貧困問題をはじめ、気候変動やエネルギーなど持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されている。

### ●健康の社会的決定要因(メンタルヘルスに関連する社会的決定要因)

健康格差を生み出す政治的、社会的、経済的要因のこと。WHO(世界保健機関)は健康の社会的決定要因として、「社会格差」「ストレス」「幼少期」「社会的排除」「労働」「失業」「ソーシャルサポート」「依存」「食品」「交通」の 10 種類があるとしている。

## 【第2章】

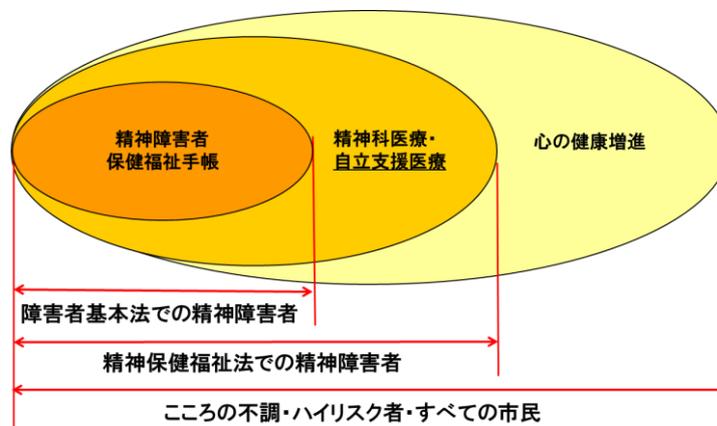
### ●プライマリヘルスケア（Primary Health Care）

実用的で、科学的に有効でかつ社会的に受容できる方法や技術に基づいた必要不可欠な保健医療ケア。

### ●精神障害者

精神保健福祉法では、精神障害者を、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、その他の精神疾患を有する者としている。精神障害者保健福祉手帳や障害年金受給の有無に関わらず、多くの人が該当する。

障害者基本法では、障害者の定義を、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者としている。精神障害者保健福祉手帳の受給対象となり、各種障害福祉サービスを利用しながら自立した生活を営む。



### ●自立支援医療

心身の障害を除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。

### ●精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法で規定された精神障害者に対する手帳制度。一定の精神障害の状態にあり日常生活又は社会生活への制約のある人が対象。手帳を取得することで、福祉サービスが受けやすくなり、精神障害者の自立と社会参加の促進が期待される。

### ●保健所

保健所は、地域保健法に基づき都道府県(352 か所)、指定都市(26 か所)、中核市(62 か所)、政令市(5 か所)、特別区(23 か所)の計 468 か所に設置されている(令和 5 年 4 月 1 日現在)。豊中市保健所は中核市移行に伴い平成 24 年(2012 年)4 月に設置された。業務は、精神保健のほか、感染症対策、難病支援などの対人保健分野と、食品衛生や生活衛生、医療監視などの対物分野からなる。

### ●フレイル

加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態のこと。

#### ●ひきこもり

厚生労働省は「様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し原則的には 6 か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしていてもよい)を指す現象概念」と定義。

#### ●出現率

調査・リサーチにおいて、対象条件に合致するサンプルの数が属性・集団の中に含まれる比率のこと。

#### ●自殺死亡率

人口 10 万人当たりの自殺者数を表す(自殺者数÷人口×100,000 人)。

#### ●リカバリー

希望をもつことや社会的役割の取得、意味のある人生の達成、他者とのつながりの取得等を含む幅広い概念。

#### ●ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと(命の門番)。

#### ●メンタルヘルスリテラシー

オーストラリアの Jorn,A.FJ によって提唱された概念であり、メンタルヘルスに関してどのような知識をもっているのか、どのように理解しているのか、どのような態度をとっているのかについての総称。

#### ●グリーフケア

死別などによる深い悲しみ(グリーフ・悲嘆)を抱える遺族へのサポートのこと。

#### ●自助グループ

同じ問題を抱えた人と自発的につながり、その結びつきのなかで問題の解決に取り組む集まり。

#### ●こころの体温計

パソコンやスマートフォンからアクセスし、簡単な入力で今のこころの状態やストレス度を判定。簡単なアドバイスと相談窓口を案内。(22 頁参照)

#### ●保健・医療・福祉等関係者による協議の場

市町村や障害福祉、介護事業者が精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などの重層的な連携による支援体制を構築していくための会議体(本計画では保健・医療を起点とした基盤整備の検討)のこと。

### 【第 3 章】

#### ●自死遺族

自殺により親族を亡くした遺族。「自死遺族」の意味する範囲は、親子、配偶者、兄弟姉妹だけに限定されるものではなく、親戚、友人、恋人、同僚なども含む“自殺した人と近い関係にあった人”。